

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 宮崎厚生年金 事案 301

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月15日から38年8月まで  
② 昭和45年6月28日から同年8月9日まで

申立期間①については、昭和35年7月に前職を退職後、A社B支店C出張所において、現場の食堂4か所で、昭和38年8月ごろまで勤務していた。これらの食堂は、A社の下請会社の社員が利用する食堂であったが、A社の直営であった。

昭和59年及び61年に、申立期間当時の給与明細書を持って、2か所の社会保険事務所に確認に行ったが、A社での厚生年金保険加入記録は無いと言われた。

その後年金記録問題が起こり、平成19年に再度社会保険事務所で調べてもらったところ、昭和35年9月1日から37年12月15日までのA社B支店工作所における厚生年金保険加入記録が見つかった。

しかし、私は、昭和38年8月ごろまで勤務していた記憶があるので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、短期間ではあったが、D市のE社の工場に勤務していた。勤務した期間の前半は日勤、後半は夜勤で、勤務中の怪我で病院に通院していたことを覚えている。

当時の勤務についてのメモが見つかったので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社B支店からの回答により、申立期間①の直前まで、申立人が同支店C出

張所における現場採用者であったことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶していた元同僚の供述からは、申立人が申立期間①において、A社B支店C出張所において勤務していた事実が確認できない上、同支店が保管する現場採用者の名簿によると、申立人の資格取得年月日は昭和35年9月1日、資格喪失年月日は37年12月15日とされており、社会保険事務所が保管する同支店現場採用者の適用事業所とされる「A社B支店工作所」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の資格取得日が35年9月1日、資格喪失日が37年12月15日と記載され、同支店保管の現場採用者名簿の記録と一致していることが確認でき、このほかに申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いなど、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は「季節労働者としてD市にあったE社の工場に勤務していた。」と申し立てしているところ、期間の特定はできないものの、申立人の所持するメモ及び鮮明な記憶等から、当該工場に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立期間②について、雇用保険の被保険者記録からはE社での勤務の事実が確認できず、同社からの回答においても「工場閉鎖により当時の資料は残っていないが、季節労働者については短期雇用が多く、厚生年金保険に加入する者としめない者が混在していたように思う。」としており、季節労働者について全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、申立人は申立事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況や保険料控除の状況等について同僚から聴取することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するD市にあったE社F工場及び同社G工場の被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 加えて、両申立期間のいずれにおいても、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事

業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 1 日から 58 年 10 月 26 日まで  
② 昭和 60 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 3 日まで  
③ 平成元年 7 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

申立期間、私はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と実際に支給されていた給与月額とに差があるため、調査の上、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社がすでに廃業している上、元事業主も既に死亡していることから、すべての申立期間について、実際に支給された報酬月額及び控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

また、申立期間①及び②とほぼ同時期に勤務した同僚の給与明細書に記入された給与支給額と社会保険庁に記録されている当該期間の標準報酬月額を比較すると、事業主は、報酬月額を実際に支給されていた給与月額よりも低く届け出ていることが確認できる。

しかしながら、当該明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の給与額に見合う保険料ではないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者記録により、申立人のすべての申立期間に係る標準報酬月額と前述の同僚を含む複数

の同僚の当該期間の標準報酬月額がほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を給与から控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。